平成３０年（フ）第１７０４号
大阪府豊中市東寺内町１番３号
債務者　浅井　清子
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　海大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７１１号
大阪市住吉区南住吉４丁目９番５―610号
債務者　ＷＩＴこと　仲里　直幸
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　俊一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８７号
福岡県久留米市三潴町西牟田2050番地12、前住所福岡県久留米市城島町江上上216番地１
債務者　アクアフィッシュマリンこと　杉　嘉明
1　決定年月日時　平成30年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米倉　智昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第８号
富山県黒部市生地中区213番地　Ｌａ　Ｆｏｎｔｅ　ＡＩ　Ａ棟101号
債務者　水口　敦子
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鍋谷　博志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２９年（フ）第１３号
広島県福山市新市町大字常1919番地、申立時の住所広島県福山市新市町大字常1905番地１
債務者　宮口　修二
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺澤　恵美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第５６号
広島県福山市水呑向丘208番地
債務者　濱本　芳子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神原　宏尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第１８８号
埼玉県所沢市和ケ原２丁目132番地の１　米井方
債務者　田中　昭人
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　純子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第４９５号
愛知県津島市宇治町字城120番地
債務者　野口　忠房
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堤　こずゑ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１１３号
愛知県一宮市東五城字本郷15番地２　プレイスＴ・Ａ―５　１Ｂ号
債務者　松山　公彦
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　健一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第４６号
長崎県諫早市栄田町62番20号　コーポ江島102号
債務者　荒木　船一
1　決定年月日時　平成30年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成３０年（フ）第１１３号
宮崎市老松１丁目３番12号　串間ビル405号室、住民票上の住所沖縄県宜野湾市赤道１丁目４番11―106号　オアシス赤道
債務者　楠本　和三
1　決定年月日時　平成30年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒木　昭秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月31日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第７５８号
横浜市中区本郷町２丁目39番地　フィオーレ103号室
債務者　吉野　直治
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千歳　博信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第５４５号
札幌市白石区南郷通７丁目南３番３号　エルミタージュ南郷403号
債務者　村林　恵子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５９１号
北海道千歳市末広５丁目７番５号　ステーションハイツ102号
債務者　清水目　洋
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６２６号
北海道北広島市輪厚中央３丁目９番地11
債務者　坂梨今朝文
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６２７号
北海道北広島市輪厚中央３丁目９番地11
債務者　坂梨　妙子
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部